

平成26年度第3回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

- 1 日 時 平成27年2月5日（木）午後6時30分～7時20分

- 2 場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4階会議室

- 3 出席者
【委 員】 岡村 慶一会長、九谷 林太郎委員、小林 数夫委員、
徳田 訓康委員、小田桐 清志委員、内本 美鈴委員、
今村 喜和子委員、松崎 良子委員、岡村 美智子委員
【事務局】 國松高齢者支援課長、藺草高齢者福祉係長、
牧野介護保険係長、長沼介護保険係主査、
渡辺介護保険係主査

- 4 傍聴者 0名

- 5 議 題 第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）
について

6 会議内容

(事務局) 本日は、お忙しい中、また寒い中お集まりいただき、ありがとうございます。

今回は計画の素案を皆様にご審議いただき、介護保険料の部分は空欄で承認をいただいたところですが、今日は計画案ということで、介護保険料の額を入れさせていただきますので、そちらについてご審議いただければと思います。

当初、今回の会議は、1月22日開催ということで予定しておりました。しかし、今年の1月9日に国から発表された介護報酬の改定についての詳細がまだ示されていなかったことから、会議の開催日を変更させていただきました。

それでは、会長より会議の開会をお願いいたします。

(会長) ただいまから、鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会を開催いたします。

この会議は、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第8条第7項の規定により、過半数の委員の出席が必要となっています。ただいまの出席委員は、9名です。定足数に達していますので、会議を進めさせていただきます。

まず、会議録署名人の選任をお願いしたいと思います。事務局の案は、ありますか。

(事務局) 九谷委員と今村委員をお願いしたいと思います。

(会長) それでは、九谷委員と今村委員よろしくをお願いいたします。
次に、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

(事務局) 本日の傍聴者は、おりません。

(会長) それでは、議題「第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 議題「第6期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について」ご説明いたします。

前回の第2回会議におきまして計画の素案についてご説明をさせていただき、その時提示させていただいた内容についてはご承認をいただいたところですが、その後、昨年平成26年12月9日から平

成27年1月7日まで素案についてパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、特に意見はございませんでしたので、まずはご報告をさせていただきます。

資料1をご覧ください。前回会議でお配りしました計画素案の変更部分のみを今回は資料1としてご用意させていただきました。素案においては、空欄又は暫定値が入っていた「第2部 各論」の第3章「介護サービス等の充実」及び第4章の「介護保険サービスの事業規模及び保険料」部分でございます。パブリックコメントによる意見がなかったことから、「第1部 総論」、「第2部 各論」の第1章、第2章の部分、施策に関する部分につきましては、素案からの変更がありませんので、資料からは割愛させていただいております。今回は、介護保険料の設定についてご説明させていただきます。資料1で申し上げますと、77ページ、78ページの部分になりますが、資料2でご説明いたします。

資料2をご覧ください。1番目の保険料改定の理由でございます。介護保険料は、介護保険事業計画の策定に併せて3年ごとに改定をしております。第6期計画期間の平成27年度から平成29年度までの3年間の介護サービス給付費等の予想額に対して、介護保険財政の均衡を保つことができるよう見直しをするものでございます。保険料の改定ごとに保険料額は上昇をしておりますが、今回についても、資料にありますように「要介護者等の増加に伴う給付費の上昇」がその大きな要因となっております。平成26年度に約27,000人であった65歳以上の被保険者数が、第6期の最終年度になる平成29年度には約30,000人に達し、高齢化率も25パーセントから27パーセントになるものと予想され、それに伴いまして、要支援・要介護の認定者数も平成26年度の約3,800人から平成29年度には4,800人を超えると考えられ、給付費の上昇が見込まれます。

このほか、保険料算定に影響を及ぼす要因として、「介護報酬の改定」がございます。マイナス2.27パーセントの改定と新聞報道等でご存知かと思いますが、今回の保険料の算定の際は、その改定率を反映させております。こちらは下降要因となりますが、資料には上昇要因のみを記載させていただきました。

次に、2番目の改正の内容でございます。(1)基準額につきましては、現行の月額4,370円から520円アップの4,890円に改定となります。年額にしますと、現行の52,440円から6,240円アップの58,680円となります。

資料2の別紙A3の資料をご覧ください。こちらの資料でご説明させていただきます。左側が第5期の保険料段階別の表となります。右側は

第6期の表となります。第5期と第6期を比べていただきますと、基本的な段階設定の考え方は変えておりませんが、第5期では13段階設定だったものが第6期では14段階設定となっております。これは、国の保険料段階設定の見直しにより、第5期の1段階、2段階を第6期ではひとつの段階とし新1段階としています。また、第5期の3段階のうち特例3段階として一定の所得以下の方を3段階の中で細分化していたものを、第6期では独立した段階として新2段階に、同様に第5期の4段階の特例を新4段階にすることで、第5期では第4段階が基準額だったものが第6期では第5段階が基準額となり、以降1段階ずつずれて14段階の設定になったものでございます。鎌ヶ谷市としましては第5期において所得に見合ったきめ細かな保険料段階の設定を行っていますが、第6期においてもその考え方を継続するかたちとなります。

資料2の裏面になります。3番目の基金の取り崩しですが、第5期までの保険料剰余金を積み立てている「介護保険財政調整基金」を取り崩し、第6期の保険料の財源に充当し、保険料の上昇を抑えております。今年度末の基金残高見込みは、約3億3千884万5千円でございます。このほとんどの3億3千800万円を投入することとしております。基金投入による影響としましては、基金を取り崩さない場合の基準月額が5,221円、取り崩した場合の基準月額は、今回改定しようとする額である4,890円となり、331円の減となっております。

説明は、以上となります。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、質問等がありますか。

(委 員) 介護保険料の上昇を抑えるために基金をほとんど取り崩すということですが、運営は大丈夫なのでしょうか。

それと、平成29年度より後の保険料を大幅に上げなければならない状況になるのでしょうか。

(事務局) 第1号被保険者から集めた保険料は、なるべく全額を次期計画で取り崩しをし、保険料の財源に充てるのが国の考え方です。ご指摘のとおり、次期計画において保険料が大幅に上昇したり、基金がなくなってしまうということがないとは言えないですが、鎌ヶ谷市も国の考え方にとり基金を投入する考えです。

(事務局) 前回の第5期計画においても、国から基金をほぼ全額取り崩すよう指示がありました。鎌ヶ谷市においては、第5期では約4億4千万円の基

金があり、ほぼ全額投入しました。給付額の見込みをもとに保険料を設定しますが、結果的に第5期計画の3年間で基金の残高が約3億3千884万5千円となる見込みです。保険料の余った分を基金に積み立てますが、その年代の方が納めた保険料を次期計画に投入するかたちとなります。逆に基金にそのまま積み立てしておくと、保険料の納め過ぎになってしまうので、なるべく次期計画に投入するというのが国の考え方です。

(会 長) 計画期間の3年間で基金がつかれるということですか。

(事務局) 結果的にはそういうことになります。万が一、基金が不足した場合、千葉県から基金をお借りするかたちとなります。ただ、これまでに千葉県では利用する自治体はないです。

(事務局) 県内の各保険者において、財政安定化基金を拠出しまして、千葉県で財政安定化基金を設けてそれを活用するかたちとなります。次期計画の際にお借りした分を返済しなければならないため、次期計画の保険料に影響します。

(委 員) 積み重なったものが次の計画で使える基金となるということでしょうか。

(事務局) 基金を一気に取り崩すというわけではなく、1年目に保険料を集めて、不足した分を取り崩して使っていくというかたちとなります。介護保険料は、3年間の給付費の総額から算出しています。基本的な考え方としては、1年目は余る、2年目に均衡状態になり、3年目に不足して取り崩すという流れです。結果的には3億円も必要でないかもしれませんが、全部の市町村が全額取り崩すということではないですが、近隣市に聞いた中では100パーセント取り崩すところが多いです。

(会 長) 鎌ヶ谷市は、全市でどのくらいの位置にいるのですか。

(事務局) 1月下旬に近隣市に聞いてみました。1月29日現在ということで、まだ確定ではないです。市によって、4,900円から5,400円までと幅がありますが、大体5,000円前後の設定となっております。

- (委員) 要支援・要介護認定者数ですが、平成26年度は約3,800人、平成29年度は約4,800人と約1,000人増となっていますが、これは人口の年齢構成比から算出しているのですか。
- (事務局) 要支援・要介護認定者数の見込みについては、過去の認定率、人口の推計等から算出しております。
- (会長) ほかにありますか。ないようなので、承認ということでよろしいですか。
- (異議なし)
- (会長) では、承認ということで、次に進めさせていただきます。
「その他」について、事務局、説明をお願いします。
- (事務局) 2番目のその他について、資料3、「条例の制定について」をご覧ください。地域包括支援センター並びに介護予防支援事業者、要するに要支援の方に対するケアマネジメント業務を行う事業所の基準の条例を定めるということで、前回の会議で、内容については承認をいただいたところでございます。
- 前回の会議の中で、介護予防支援事業者に関する人員等の基準の条例の名称が長いというご指摘をいただきましたので、内容に変更はございませんが、条例の名称について見直しを行いましたので、ご報告をさせていただきます。
- まず、①の地域包括支援センターに関する基準でございます。当初、「鎌ヶ谷市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例」という名称でしたが、「鎌ヶ谷市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」に改めさせていただきました。
- 次に、②の指定介護予防支援事業に関する基準でございます。当初予定していた名称は、「鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」から少し短くしまして、「鎌ヶ谷市指定介護予防支援事業者の指定の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」という名称に改めさせていただきました。
- 2点目の暴力団排除の規定の削除についてです。前回、国の省令どおりに定めるということで説明させていただきました。その中で独自基

準として、鎌ケ谷市暴力団排除条例に基づき暴力団排除の規定を盛り込むということで説明させていただきましたが、鎌ケ谷市の他の条例との整合性等を検討した結果、他の条例にはほとんど入れていないということから規定しないこととし、削除させていただきました。基本的には主管課の安全対策課が定めております暴力団排除条例がございますので、そちらの基準に従うということで、特に個別の条例には規定しないというかたちとさせていただきたいと思います。以上です。

(会 長) どういう根拠で条例を制定したのですか。

(事務局) 国の省令でございます。省令の名称を前回はそのまま使用しております。

(会 長) そう簡単に名称を省略することができないのですか。

(事務局) 条例の中で定めているものがわかれば、ある程度名称を省略しても大丈夫かと思えます。中には鎌ケ谷市と同じように名称を変更している市町村もございます。近隣市では、国の省令どおりの名称を使うところが多いのが現状です。

(会 長) ほかに質問はございますか。ないようなので、その他、事務局から何かありますか。

(事務局) 今回の計画案については、保険料の部分が入っております。保険料の改定につきましては、市の介護保険条例の改定が伴います。市議会が、2月19日から3月中旬まで予定されておりますが、その中で条例が議案として議決されてから事業計画の策定というかたちとなります。議決されてから委員の皆様にお配りさせていただきます。

 これまで3回にわたって介護保険事業計画について審議していただき、ありがとうございました。

(会 長) 以上で、第3回鎌ケ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し相違ないことを証するため次に署名する。

平成27年3月5日

署名人 今村 喜和子 _____

署名人 九谷 林太郎 _____